

四日市市三浜文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第9号

四日市市三浜文化会館条例の一部を改正する条例

四日市市三浜文化会館条例（平成28年四日市市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>）第244条の2の規定に基づき、四日市市三浜文化会館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(会館の管理)</u></p> <p>第4条 <u>会館の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p><u>(指定管理者の業務の範囲)</u></p> <p>第5条 <u>指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 次条に規定する使用許可、第12条に規定する使用許可の取消し、第13条に規定する特別の設備の設置許可その他使用許可に関する業務</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、四日市市三浜文化会館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p>

(2) 第8条に規定する利用料金の徴収、第9条に規定する利用料金の減免、第10条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関する業務

(3) 会館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、第3条に規定する事業の運営に関して市長が必要と認めた業務

(使用の許可)

第6条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会館の使用を許可しない。

(1)から(3)まで (略)

(利用料金)

第8条 会館の使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、利用料金を規則で定める期限までに納付しなければならない。

(使用の許可)

第4条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会館の使用を許可しない。

(1)から(3)まで (略)

(使用料)

第6条 会館の使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を規則で定める期限までに納付しなければならない。

2 前項に定める利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、別に規則で定める基準に従い、利用料金を減額又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第11条 (略)

(使用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項に定める使用料の額は、別表に定める額とする。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第9条 (略)

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4)及び(5) (略)

2 前項に規定する場合において、使用者が損害を受けても、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(特別の設備)

第13条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、その使用を終了したとき、又は第12条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で設備を撤去し、施設等を原状に回復しなければならない。

第15条 (略)

第16条 (略)

(4)及び(5) (略)

2 前項に規定する場合において、使用者が損害を受けても、市長はその賠償の責めを負わない。

(特別の設備)

第11条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、その使用を終了したとき、又は第10条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で設備を撤去し、施設等を原状に回復しなければならない。

第13条 (略)

第14条 (略)

改正後

別表 (第8条関係)

区分	基本利用料金の上限額 (円)			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
(略)				

備考

- 1 午前・午後使用は午前9時から午後4時30分、午後・夜間使用は午後1時から午後9時の時間とし、その利用料金は各時間帯利用料金の合計額とする。
- 2 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合は、基本利用料金に100分の200を乗じて得た額を加算する。
- 3 使用許可時間以外の超過使用は1時間以内とし、超過利用料金はその時間帯の利用料金の100分の30とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 4 多目的ホールを半面使用するときは、利用料金の100分の50とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正前

別表（第6条関係）

区分	基本使用料（円）			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
(略)				

備考

- 1 午前・午後使用は午前9時から午後4時30分、午後・夜間使用は午後1時から午後9時の時間とし、その使用料は各時間帯使用料の合計額とする。
- 2 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合は、基本使用料に100分の200を乗じて得た額を加算する。
- 3 使用許可時間以外の超過使用は1時間以内とし、超過使用料はその時間帯の使用料の100分の30とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 4 多目的ホールを半面使用するときは、使用料の100分の50とする。この場

合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の四日市市三浜文化会館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市三浜文化会館条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 新条例第8条及び別表の規定は、施行日以後の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 指定管理者の指定に関し必要な手続きその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(市民文化部文化振興課)